

# 入院児童生徒等への教育保障体制整備事業

(別紙1)

## 入院児童生徒等への基本的な支援の流れ(フロー図)

入院児童生徒等への基本的な支援の流れ	関係機関・関係者	備考
主治医が分教室で教育を受けることを許可		
(病棟師長より連絡) ↓		
分教室で面談実施	(分教室主任・担任・本人・保護者)	
(分教室主任・担任・本人・保護者)		
↓		
原籍校へ連絡	原籍校管理職・学籍担当者	
(学習開始日の決定・在籍日の確認)	桃陽総合支援学校校長・学籍担当者 (市外の場合 市・町教育委員会)	(区域外就学依頼)
↓		
桃陽総合支援学校へ入学	原籍校管理職・学籍担当者 桃陽総合支援学校校長・学籍担当者	入学手続き
↓		
学習開始	小学部:分教室担任 中学部:分教室担任、担当者	原籍校とは学習進度や学級の様子の情報交換
↓		
定例ケース会議	小児科分教室担当医・看護師・保育士・分教室担当者	1か月に1度定例で実施
↓		在学児童生徒の治療計画, 退院の見通し, 情報交換
ケース会議(必要に応じて)	主治医・担当医・看護師・保育士・関係医療担当者(PT・OTなど)・分教室担当者	病状に応じて臨時で実施される場合あり。入院時と身体的状況の変化が著しい場合, 原籍校教職員も参加して実施することもある。
↓		
退学ケース会議(必要に応じて)	主治医・看護師・コーディネータ・医療担当者等 原籍校教職員(管理職・担任・学年担当・養護教諭等)	復学に向けての配慮事項確認
↓		
退院, 桃陽総合支援学校退学	原籍校管理職・学籍担当者 桃陽総合支援学校校長・学籍担当者 (市外の場合 市・町教育委員会)	(区域外就学依頼)